

記入例

(防火・単一権原用(乙種))

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)		<p style="text-align: right;">消防計画作成(変更)届出書 ① ○○年○○月○○日</p> <p>② 川崎市消防長 殿</p> <p>③ <input checked="" type="checkbox"/> 防火 管理者 <input type="checkbox"/> 防災</p> <p>④ 住所 ○○市○○区○○町○-○-○ 氏名 川崎 太郎</p> <p>⑤ 別添のとおり、 <input checked="" type="checkbox"/> 防火 管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。 <input type="checkbox"/> 防災</p> <p>⑥ 管理権原者氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ⑦ 株式会社○○ 代表取締役社長 ○○ ○○</p> <p>⑧ 防火対象物 又は の所在地 建築物その他の工作物 ⑨ 川崎市○○区○○町○-○-○</p> <p>⑩ 建築物その他の工作物 又は の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称) ⑪ 居酒屋●●川崎店</p> <p>⑫ 複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称) ⑬</p> <p>⑭ 防火対象物 又は の用途^{*1} 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途) ⑮ 飲食店 令別表第1^{*1} ⑯ (3) 項口</p> <p>⑰ その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項) ⑱</p> <p>受付欄^{*2} 経過欄^{*2}</p>			<p>① 届出日を記入</p> <p>② 「川崎市消防長」と記入</p> <p>③ 「防火」「防災」のうち、該当するものの□印にレ点を付ける。</p> <p>④ 防火防災管理者の現住所、氏名を記入</p> <p>⑤ 事業所の管理について権原を有する者の氏名を記入 ※個人の場合は氏名 法人の場合は名称、役職及び代表者氏名</p> <p>⑥ 防火対象物(又は建築物その他の工作物)の所在地を記入</p> <p>⑦ 防火対象物(又は建築物その他の工作物)の名称を記入</p> <p>⑧ 防火対象物(又は建築物その他の工作物)の管理権原が複数に分かれている場合、届出をする事業所の名称を記入し、入居する階を()内に記入</p> <p>⑨ 別紙を参照し、防火対象物(又は建築物その他の工作物)の用途を記入 ※防火対象物(又は建築物その他の工作物)の管理権原が複数に分かれている場合、届出をする事業所の用途を記入</p> <p>⑩ 別紙を参照し、前⑨に該当する消防法施行令別表第一の項及びイ、ロ等の区分を記入</p> <p>⑪ 特記事項がある場合は記入 (変更届出の場合は、主な変更事由を記入) (例) 消防計画の内容変更</p>		
--------------------------	--	--	--	--	---	--	--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □印のある欄については、該当の□印にレ点を付けること。
 3 ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 4 ※2欄は、記入しないこと。

【防火対象物の用途】

令別表第1

項目別	防火対象物の用途等				
1項	劇場・映画館・演芸場・観覧場				
	<input type="checkbox"/> 公会堂・集会場				
	<input type="checkbox"/> キャバレー・カเฟー・ナイトクラブその他これらに類するもの				
	<input type="checkbox"/> 遊技場・ダンスホール				
2項	<input type="checkbox"/> ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1項イ・4項・5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令（規則5-1）で定めるもの				
	<input type="checkbox"/> ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの				
3項	<input type="checkbox"/> イ 待合・料理店その他これらに類するもの				
	<input type="checkbox"/> ロ 飲食店				
4項	百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場				
5項	<input type="checkbox"/> イ 旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの				
	<input type="checkbox"/> ロ 寄宿舎・下宿・共同住宅				
	<input type="checkbox"/> イ 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消防活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）	(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ。）を有すること。			
		(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。			
		(1) 診療科名中に特定診療科名を有すること。			
		(ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。			
	<input type="checkbox"/> ハ 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所	(3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所			
		(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所			
		(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの			
		(2) 救護施設			
	<input type="checkbox"/> ロ 乳児院	(3) 乳児院			
		(4) 障害児入所施設			
6項		(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）			
		(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの			
	<input type="checkbox"/> ハ 更生施設	(2) 更生施設			
		(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの			
		(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）			
		(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）			
		二 幼稚園又は特別支援学校			
7項	小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの				
8項	図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの				
9項	<input type="checkbox"/> イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			
		10項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）		
11項	神社・寺院・教会その他これらに類するもの				
12項	<input type="checkbox"/> イ 工場又は作業場	映画スタジオ又はテレビスタジオ			
		自動車庫又は駐車場			
13項	<input type="checkbox"/> ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫				
14項	倉庫				
15項	前各号に該当しない事業場				
16項	<input type="checkbox"/> イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物			
16の2項		地下街			
16の3項	建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象の用途に供される部分が存するものに限る。）				
17項	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物				
18項	延長50メートル以上のアーケード				
19項	市町村長の指定する山林				
20項	総務省令で定める船車（規則5-2）				

備考

- ☆ 特定用途防火対象物は、（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物をいう。（法17の2の5）
- ☆ （16の3）項は、通称「準地下街」といわれている。

消防計画

事業所の名称を記入してください。

(目的)

第1条 この計画は、消防法（以下「法」という。）第8条第1項に基づき、
居酒屋●●川崎店（以下「当該事業所」という。）の防火管理業務及び自衛消防組織についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業所に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 防火管理業務を受託している者

2 管理権原の及ぶ範囲は、当該事業所部分において、この計画を適用するものである。

(管理権原者)

第3条 管理権原者は、当該事業所の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせる。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えるなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- 5 管理権原者は、防災センターまたは指揮本部を中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

(防火管理者)

第4条 防火管理者は、防火対象物の管理権原者の指示と当該消防計画に定める内容に基づき、業務を実施する。

- 2 防火管理者は、この計画の作成及び実施についての全ての権限を持ち、次の業務を行う。
 - (1) 消防計画の作成及び変更
 - (2) 自衛消防の組織に係る事項
 - (3) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
 - (4) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
 - (5) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
 - (6) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）の立会い
 - (7) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
 - (8) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
 - (9) 火気の使用、取扱いの指導、監督
 - (10) 収容人員の適正管理
 - (11) 従業員に対する防災教育の実施
 - (12) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督

- (13) 管理権原者への提案や報告
- (14) 放火防止対策の推進
- (15) 災害活動の拠点となる防災センターまたは指揮本部に災害活動上必要な情該当する事業所と該当しない事業所があります。「該当」の場合は、非該当を横線で消します。

(防火管理業務の一部委託) [該当 · 非該当]

第5条 管理権原者は、委託を受けて防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火管理者及び自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(消防機関との連絡)

第6条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。
- (2) 消防計画作成（変更）届出
消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火管理者が届け出ること。
 - ア 管理権原者又は防火管理者の変更
 - イ 自衛消防の組織に関する事項の大幅な変更
 - ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造に関する事項の変更
 - エ 防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
 - (ア) 受託者の氏名及び住所
 - (イ) 受託方式
 - (ウ) 受託者の行う防火管理業務の範囲
 - (エ) 受託者の行う防火管理業務の方法
- (3) 消防訓練実施の通報
第29条による。
- (4) 禁止行為の解除承認申請
喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火管理者が確認をしたのち申請すること。
- (5) 防火対象物の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認した後、報告すること。
- (6) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を、管理権原者及び防火管理者が確認をした後、消防法施行規則第31条の6第3項の規定に基づき報告すること。（防火対象物全体で報告する際は必要なし）
- (7) その他
建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

第7条 防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写しその他防火管理業務に必要な書類等を一括して防火管理維持台帳に編さんし、保管する。

(予防的活動のための組織)

第8条 予防的活動のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止に加え被害発生・拡大防止を図るため、防火管理者のもとに、防火担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表1のとおり定める。

(防火担当責任者の業務)

第9条 防火担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐
- (3) その他、防火管理上必要な業務（火元責任者の業務を除く。）

(火元責任者の業務)

第10条 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の日常の火気管理（喫煙の管理も含む。）に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 火気関係及び閉鎖障害等に係る検査の実施に関すること。
- (5) 防火担当責任者を補佐すること。

(自主点検・検査の実施)

実施予定月を記載してください。

第11条 消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具及び電気設備等について適正な機能を維持するため、別表2、別表3により、年2回（**4**月、**10**月）点検・検査を、管理権原者又は防火管理者が実施する。

(防火対象物の法定点検（防火対象物点検）等)

第12条 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）は、点検業者に委託して行う。

2 防火管理者は、防火対象物の点検等実施時に立ち会う。

(消防用設備等の法定点検)

第13条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して行う。

2 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(点検検査結果の記録及び報告)

第14条 自主点検・検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。点検検査結果については、防火管理維持台帳に編さんする。

(不備欠陥事項の改善)

- 第15条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修する。
- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

(従業員等の守るべき事項)

- 第16条 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- 3 喫煙は、指定された場所で行う。
- 4 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理、整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。

(営業時間外における対応)

- 第17条 営業時間外については、警備員等は、定時に巡回する等防火・防災上の安全を確認する。

(工事中の安全対策)

- 第18条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装工事等の届出」を所轄消防署に届け出る。
- 2 防火管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。
- (1) 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
 - (2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。
 - (4) 危険物等を持ち込む場合には、その都度、防火管理者の承認を受けること。
 - (5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
 - (6) その他防火管理者の指示すること。

(定員の管理)

- 第19条 次の事項を遵守し、定員の管理に努める。
- (1) 定員を超えた客の入場をさせない。
 - (2) 避難通路に客を収容しない。
 - (3) 出入口や切符売場の見やすい場所に、定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げる。

(火気の使用制限等)

- 第20条 防火管理者は、次の事項について、喫煙及び火気等の使用の制限を行う。
- (1) 喫煙場所の指定
- 防火管理者は、当該事業所において喫煙を制限する必要がある場合には、

火気の使用禁止場所を記載してください。

喫煙場所を指定する。

(2) 火気設備器具等の使用禁止場所の指定

使用禁止場所は、**厨房、客席、喫煙所を除く全ての場所**とする。

(臨時の火気使用等)

第21条 当該事業所内で、次の事項を行おうとする者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を得る。

- (1) 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき。
- (5) 模様替え等の工事を行うとき。

(放火防止対策)

第22条 防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 物置及び倉庫等の施錠を励行する。
- (3) 終業時には、火気及び施錠の確認を行う。
- (4) 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
- (5) ゴミ類は、ゴミ収集日の朝に、ゴミ集積場に出すこと。

(自衛消防の組織の編成等)

第23条 火災その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防の組織を編成する。

2 自衛消防の組織及び任務分担は、別表4のとおりとする。

(震災対策)

第24条 防火管理者は、地震時の災害を防止するため、日頃から備品、物品等の転倒、落下防止措置を講じ、負傷又は避難に支障を生ずるおそれがないようにしておくこと。

- 2 地震時、防火管理者又は従業員は、身の安全を守ることを最優先に、全ての火気使用設備・器具の使用を停止すること。
- 3 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、電源及び燃料の遮断等を行い、通報連絡班に状況を報告すること。
- 4 在館者を避難場所まで避難誘導する場合は、順路、道路状況、地域の被害状況等について説明し、身の安全を図りながら、全員徒步で避難する。
- 5 避難する際は、分電盤を遮断すること。
- 6 避難誘導は、避難誘導係と協力して行うこと。

(警戒宣言発令時の対応)

第25条 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨を事業所内に連絡する。

- 2 防火管理者は、今後の営業等の方針を連絡する。
- 3 防火管理者等は、火気の使用禁止、施設及び設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

(管理権原者の教育)

- 第26条 管理権原者は、常に防火に関する教育及び自己啓発を心がける。
- 2 管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火関連行事に定期的かつ積極的に参加する。
- 3 管理権原者は、消防訓練を実施する場合は、必ず参加する。
- 4 管理権原者は、防火管理者、自衛消防隊長等と定期的に情報交換を行う。

(防火管理者等の教育)

- 第27条 防火管理者は、常に防火に関する教育及び自己啓発を心がける。
- 2 管理権原者は、防火管理者等に対して、消防本部及び消防署を置く市町村において実施する講習及び再講習を受けさせる。
- 3 防火管理者は、防火に関する講習会等に定期的に参加するとともに、従業員に対する防火講演等を随時開催する。

(防災教育)

- 第28条 防火管理者は、従業員、新入社員、パート等に対して計画的に防災教育を実施する。
- 2 防災教育の内容は、概ね次の各号に掲げるものとする。
- (1) 消防計画について
 - (2) 従業員等が守るべき事項について
 - (3) 火災発生時及び地震発生時の対応について
 - (4) その他火災予防上必要な事項について

(消防訓練)

実施予定月を記載してください。

- 第29条 防火管理者は、次により消防訓練を実施する。
防火管理者は、次表により計画的に消防訓練を実施するものとする。

訓練の種別	実施時期	
消火訓練	4月	10月
通報訓練	4月	10月
避難訓練	4月	10月
総合訓練	4月	10月

- 2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により所轄消防署へ届出する。また、訓練を実施した実施した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

施行日を記載してください。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

予防的活動のための組織編成表

防火管理者	防火担当責任者		火元責任者	
防火管理者選任届出書のとおり	厨房	料理長	炭場	○○
			厨房	○○
	ホール	ホールリーダー	喫煙所	○○
			客席	○○
			廊下	○○
			事務所	○○
	その他	防火管理者	ロッカー	○○

※消防計画を提出する際、○○部分は、人事異動等で人が入れ替わっても対応できるように、役職名などの記載で問題ありません。

また、同じ役職名の方が複数いる場合は、担当をA、B、C・・・と表記しても問題ありません。

ただし、事業所においては、必ず「誰がどの任務を行うか」役割を明確にしておいてください。

自主検査チェック表(定期)

実施項目		確認箇所	検査結果
建物構造	(1) 基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁(貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	(7) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。	
	(8) 消防隊非常用進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。	
防火設備	(1) 外壁の構造及び開口部等	①外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ②外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画	①防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ②階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。〔確認要領〕 ・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥防火ダンパーの作動状況は良いか。	
避難施設	(1) 廊下・通路	①有効幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	(2) 階段	①手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ②階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難階の避難口(出入口)	①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	
火気設備器具	(1) 廉房設備(大型レンジ、フライヤー等)、ガスコンロ、湯沸器	①可燃物品からの保有距離は適正か。 ②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) ガストーブ、石油ストーブ	①自動消火装置は適正に機能するか。 ②火気周囲は整理整頓されているか。	
電気設備	(1) 変電設備	①電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ②変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③変電設備に異音、過熱はないか。	
	(2) 電気器具	①タコ足の接続を行っていないか。 ②許容电流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
危険物施設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	①標識は掲げられているか。 ②掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ③換気設備は適正に機能しているか。 ④容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤整理清掃状況は適正か。 ⑥危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。	
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	①標識は掲げられているか。 ②貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③整理整頓(集積)の状況は良いか。	
	検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名
構造関係	年月日	火気設備器具	年月日
防火関係	年月日	電気設備	年月日
避難関係	年月日	危険物施設	年月日

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (　年　月　日実施)	(1)設置場所に置いてあるか。 (2)消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3)安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4)ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5)圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備（移動式） (　年　月　日実施)	(1)使用上の障害となる物品はないか。 (2)消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3)ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (　年　月　日実施)	(1)散水の障害はないか。（例：物品の集積など） (2)間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3)送水口の変形及び操作障害はないか。 (4)スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5)制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (　年　月　日実施)	(1)散水の障害はないか。（例：物品の集積など） (2)間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3)管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備（固定式） (　年　月　日実施)	(1)泡の分布を妨げるものがないか。 (2)間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3)泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備	(1)起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置）	
ハロゲン化物消火設備	(2)手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
粉末消火設備 (　年　月　日実施)	(3)スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4)貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (　年　月　日実施)	(1)使用上の障害となる物品はないか。 (2)消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3)ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (　年　月　日実施)	(1)常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2)車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3)管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (　年　月　日実施)	(1)表示灯は点灯しているか。 (2)受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3)用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4)感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (　年　月　日実施)	(1)表示灯は点灯しているか。 (2)受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3)用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4)ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (　年　月　日実施)	(1)電源表示灯は点灯しているか。 (2)受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル (　年　月　日実施)	(1)表示灯は点灯しているか。 (2)操作上障害となる物がないか。 (3)押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (　年　月　日実施)	(1)電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2)試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具 (　年　月　日実施)	(1)避難に際し、容易に接近できるか。 (2)格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3)開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4)降下する際に障害となるものもなく、必要な広さが確保されているか。 (5)標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (　年　月　日実施)	(1)改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2)誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3)外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4)不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (　年　月　日実施)	(1)周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2)道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3)地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (　年　月　日実施)	(1)送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2)送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3)散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4)散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (　年　月　日実施)	(1)送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2)送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3)放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4)放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5)表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (　年　月　日実施)	(1)周囲に使用上障害となる物がないか。表示灯は点灯しているか。 (2)保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。	
検査実施者氏名	防火管理者確認	

自衛消防の組織の編成及び任務等

自衛消防隊長 (**防火管理者**)

※消防計画を提出する際、()内は、人事異動等で人が入れ替わっても対応できるように、役職名などの記載で問題ありません。

また、同じ役職名の方が複数いる場合は、担当をA、B、C・・・と表記しても問題ありません。

ただし、事業所においては、必ず「誰がどの任務を行うか」役割を明確にしておいてください。

通報連絡担当 (○○ ○○) (○○ ○○)	3 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。	収集する。 2 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 (○○ ○○) (○○ ○○)	1 水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。 2 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 3 屋内消火栓を活用して消火する。	点検担当とする。 1 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。 2 危険箇所の補強等を行う。
避難誘導担当 (○○ ○○) (○○ ○○)	1 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 2 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	火災（災害）時の任務と同じ。 1 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 2 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
応急救護担当 (○○ ○○) (○○ ○○)	1 負傷者に対する応急処置 2 救急隊との連携、情報の提供 3 負傷者の氏名、負傷程度の記録	応急措置担当とする。 1 危険箇所の補強等を行う。 2 避難通路の確保

防火管理業務の一部委託状況表

(○○年○○月○○日現在)

防火対象物名称	居酒屋●●川崎店	再受託者の有無
管理権原者氏名	○○ ○○	<input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 一部有り <input type="checkbox"/> 全部
防火管理者氏名	○○ ○○	

受託者の氏名及び住所等

〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕

受託者が再委託する場合記入

氏 名 (名 称)	○○○○管理株式会社
住 所 (所在地)	○○市○○町○丁目○番○号
電 話 番 号	TEL○○ (○○○○) ○○○○
担 当 事 務 所	○○営業所
電 話 番 号	○○市○○町○丁目○番○号
〔教育担当者講習修了者氏名〕	TEL○○ (○○○○) ○○○○
〔講習修了証番号〕	○○ ○○
〔教 育 計 画〕	自衛消防業務講習 No.○○○○○
	○月と○月に実施する。

□ 火気使用箇所の点検監視業務

□ 同左

- ・防火管理業務を第三者に委託する場合に限り添付してください。
- ・委託する場合は委託内容に応じた箇所にチェックを入れてください。

連絡

受 託 者 の 行 う 防 火 管 理 業 務 の 範 囲	駐 方 式	周 囲	□その他 () □ 周囲の可燃物の管理 □ その他 ()	□避難誘導 □その他 () □ 同左 □ その他 ()
		方 法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯	
行 う 防 火 管 理 業 務 の 範 囲	巡 回 方 式	範 囲	□ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 □ 火災が発生した場合の初動措置 □初期消火 □通報連絡 □その他 () □ その他 ()	□ 同左 □ 同左 □初期消火 □通報連絡 □ その他 () □ その他 ()
		方 法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
遠 隔 移 報 方 式	範 囲	火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 火災が発生した場合の初動措置 □初期消火 □通報連絡 □その他 () □ その他 ()	□ 同左 □ 同左 □初期消火 □通報連絡 □ その他 () □ その他 ()	
		方 法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	○○事務所 10分 全域 営業時間外